



平成 22 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アドバンスト・メディア
代 表 者 名 代表取締役会長兼社長 鈴木 清幸
(コード番号：3773 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役経営管理本部長 立松 克己
電 話 番 号 03-5958-1031
U R L <http://www.advanced-media.co.jp>

新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 8 月 13 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、当社役員および従業員以外の当社関係者にも付与をする為、第三者割当により発行されます。

1. 募集の概要

(1)	発 行 期 日	平成 22 年 8 月 31 日
(2)	新株予約権の総数	5,000 個
(3)	発 行 価 額	総額 2,050,000 円（新株予約権 1 個につき 410 円）
(4)	当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	5,000 個（新株予約権 1 個につき 1 株）
(5)	資 金 調 達 の 額	212,050,000 円 (内訳) 新株予約権発行による調達額： 2,050,000 円 新株予約権行使による調達額： 210,000,000 円
(6)	行 使 価 額	42,000 円
(7)	募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 先)	当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対する第三者割当方式

2. 新株予約権の募集の目的および理由

当社は、平成 20 年 5 月 15 日付発表の中期経営計画に基づき事業を推進しておりますが、現在のところ平成 23 年 3 月期の業績予想においては当初計画に届かず赤字を見込んでおります。第 12 期および第 13 期に係る事業年度の活動により、当社のコスト構造改革も進み、また案件プロジェクトの工程管理についても一定の成果を挙げ、収支構造は確実に改善しつつあります。そのような中、当社は、継続的に売上を増大し早期に営業黒字を達成することで企業価値増大を目指すにあたり、当社グループの結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員および当社関係者の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、有償にて新株予約権を発行することを決定いたしました。なお、本新株予約権は、「10. 新株予約権の発行要領、3 新株予約権の内容、(6) 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の第 14 期乃至第 16 期の各事業年度に係る連結損益計算書において一度でも営業利益が計上されることを条件としており、被割当者の意欲および士気向上等による当社業績の向上という目的を明確にする内容となっております。

3. 調達する資金の額、用途および支出予定時期

(1) 調達する資金の額

調達する資金の総額	212,050,000円
内訳（新株予約権の発行による調達額）	2,050,000円
（新株予約権の行使による調達額）	210,000,000円
発行諸費用概算	3,555,000円
差引手取概算額	208,495,000円

(2) 調達する資金の具体的な用途

本新株予約権は、当社グループの業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループの結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員および当社関係者の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対して有償にて発行するものであります。

また、本新株予約権の行使による資金の払込みは、本新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額および時期を資金計画に織り込むことは困難であります。したがって、手取金は、運転資金（音声認識技術および音声認識アプリケーション開発のための人件費等）に充当する予定ではありますが、具体的な用途については、本新株予約権の行使による払込みのなされた時点の状況に応じて決定いたします。

なお、当社は本新株予約権の発行目的から考え、調達した資金の用途は合理的であると考えております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

本新株予約権1個あたりの発行価額は公正価格410円とし、当社の株価情報および本新株予約権発行要項に定められた条件に基づいて、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額と決定いたしました。当該算定において、「10. 新株予約権の発行要項、5 当社が新株予約権を取得することができる事項（1）」に定める取得条項については、最初に条件が成就した際に当社が本新株予約権を全て取得する前提としています。また、「10. 新株予約権の発行要項、3 新株予約権の内容、（6）新株予約権の行使条件」に定める営業利益の計上については、当社の過去2年分の営業利益の平均値と標準偏差を基に、シミュレーションしております。

また、行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成22年8月12日の東京証券取引所における普通取引の終値42,000円と決定いたしました。

当該判断に当たっては、社外監査役2名を含む、今回の新株予約権発行に係る取締役会に出席した監査役3名全員が、払込金額が特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の発行済株式総数は152,602株であり、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数は5,000株で、発行済株式総数は5,000株増加し157,602株となり、全ての本新株予約権の権利行使があった場合、3.2%の割合で希薄化が生じることになります。

当社は本新株予約権の発行の目的は、被割当者の意欲および士気向上等による当社グループの業績向上という目的で発行するものであり、本目的は中長期の観点からは企業価値の増大に繋がることから、本新株予約権の行使に伴う希薄化率は合理的であると判断しております。

5. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

①当社取締役

割当予定先の概要		当社取締役 3名
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社取締役 3名の内 2名は、合計で当社株式 10,900株を保有しております。
	人事関係	当社の取締役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

②当社監査役

割当予定先の概要		当社監査役 3名
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社監査役 3名の内 1名は、当社株式 75株を保有しております。
	人事関係	当社監査役であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

③当社従業員

割当予定先の概要		当社従業員 68名
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	当社従業員 68名の内 9名は、合計で当社株式 429株を保有しております。
	人事関係	当社の従業員であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

④当社関係者

割当予定先の概要		当社関係者 5名
上場会社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社関係者 5名は当社との業務委託契約又は顧問契約に従い当社業務に従事しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社関係者の内 4名は当社と業務委託の取引関係があり、当社関係者の内 1名は当社と顧問契約の取引関係があります。

※ なお、当社関係者は暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割り当てようとする株式の数

①当社取締役	3名	1,000株
②当社監査役	3名	100株
③当社従業員	68名	3,651株
④当社関係者	5名	249株

(3) 割当先を選定した理由

本新株予約権は、中長期的な当社グループの業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、当社グループの結束力をさらに高め当社取締役、監査役、従業員および当社関係者の、一層の意欲および士気を向上させることを目的として、当社の取締役、監査役、従業員および当社関係者に対して有償にて発行す

るストックオプションであります。そのような中、当社の取締役、監査役、従業員に加え当社業務に携わっている当社関係者5名にも本新株予約権を付与することにより、当社の業績拡大および企業価値の増大に寄与していただけると考え選定をいたしました。

また当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係、取引、交渉をせず、また、利用しないことを基本方針としております。反社会的勢力から不当要求を受けた場合には、組織全体で毅然とした態度で臨み、反社会的勢力による被害の防止に努めております。そのような中、当然の事ではありますが、当社取締役、監査役および従業員は、反社会的勢力と一切の関係はございません。

また、当社関係者が、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人であるか否か、および割当予定先が法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます）等と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関に調査を依頼し、当該割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しており、その旨の確認書を受領しています。

(4) 割当先の保有方針

当社と割当予定先との間において、権利行使後の当社株式における継続保有の取り決めはございません。

(5) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の払込に要する財産の存在につきまして、本新株予約権の権利行使にかかる資金確保に関し、割当予定先の各氏と権利行使に支障がない旨を口頭等により確認しております。確約はございませんが、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

6. 権利行使後の大株主および持株比率

募集前（平成22年3月31日現在）		権利行使後	
鈴木 清幸	7.01%	鈴木 清幸	7.10%
株式会社ニチイ学館	6.72%	株式会社ニチイ学館	6.50%
伊谷秀隆	2.60%	伊谷秀隆	2.52%
大阪証券金融株式会社	1.31%	大阪証券金融株式会社	1.26%
富士通マイクロエレクトロニクス株式会社	0.98%	富士通マイクロエレクトロニクス株式会社	0.95%
株式会社SBI証券	0.60%	株式会社SBI証券	0.58%
サン・クロレラ販売株式会社	0.56%	サン・クロレラ販売株式会社	0.53%
メリルリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	0.50%	メリルリンチ インターナショナル エクイティ デリバティブス (常任代理人 メリルリンチ日本証 券株式会社)	0.48%
菊岡 健	0.49%	菊岡 健	0.48%
野村證券株式会社	0.48%	野村證券株式会社	0.46%

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿および平成22年8月13日までに当社が確認した大量保有報告書などに基づき記載しております。

2. 権利行使後は、本新株予約権が全て行使された場合の大株主および持株比率を記載しております。

7. 今後の見通し

現在のところ、平成22年5月14日に公表いたしました第2四半期累計期間（中間期）および通期の業績予想に変更はございません。

8. 企業行動規範上の手続き

本第三者割当による新株予約権の発行は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続きを要しません。

9. 最近3年間の業績およびエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
連結売上高	2,668百万円	1,090百万円	1,247百万円
連結営業利益	△1,295百万円	△595百万円	△356百万円
連結経常利益	△1,337百万円	△557百万円	△304百万円
連結当期純利益	△3,619百万円	△527百万円	△242百万円
1株当たり連結当期純利益	△29,071.85円	△3,701.18円	△1,621.73円
1株当たり配当金	—円	—円	—円
1株当たり連結純資産	15,103.10円	12,859.55円	13,314.09円

(2) 現時点における発行済株式数および潜在株式数の状況（平成22年8月13日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	152,602株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	755株	0.49%

（注）潜在株式数は、平成16年6月29日定時株主総会および平成17年3月17日取締役会決議に基づき発行した新株予約権の未行使の株式数であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成20年3月期	平成21年3月期	平成22年3月期
始値	183,000円	59,500円	24,010円
高値	250,000円	70,000円	77,800円
安値	25,200円	20,500円	23,110円
終値	60,000円	23,600円	61,500円

② 最近6か月間の状況

	2月	3月	4月	5月	6月	7月
始値	51,500円	61,500円	61,400円	66,200円	48,500円	50,600円
高値	60,000円	74,900円	80,500円	68,000円	58,800円	56,100円
安値	38,100円	56,600円	61,000円	39,000円	44,450円	46,500円
終値	57,500円	61,500円	69,200円	48,100円	52,600円	50,500円

③ 発行決議日前日における株価

	平成22年8月12日
始値	42,600円
高値	43,000円
安値	41,500円
終値	42,000円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当てによる新株式の発行

発行期日	平成19年10月17日
調達資金の額	692,326,000円(差引手取概算額)
発行価額	59,400円
募集時における発行済株式数	115,812株
当該募集による発行株式数	11,790株
募集後における発行済株式総数	127,602株
割当先	メリルリンチ日本証券 3,370株 伊谷健太郎 8,420株
発行時における当初の資金用途	開発資金および新規事業立ち上げのための運転資金
発行時における支出予定時期	平成19年10月から平成21年10月まで
現時点における充当状況	当初資金用途に従い全額充当

②第三者割当てによる第1回新株予約権の発行

発行期日	平成19年10月17日
調達資金の額	1,387,594,000円(差引手取概算額)
発行価額	16,025円
募集時における発行済株式数	115,812株
当該募集による発行株式数	25,000株
権利行使後における発行済株式総数	140,812株
割当先	メリルリンチ証券 25,000株
発行時における当初の資金用途	開発資金および新規事業立ち上げのための運転資金
発行時における支出予定時期	平成19年10月から平成21年10月まで
現時点における充当状況	当初資金用途に従い全額充当

10. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数
5,000個
2. 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権 1 個あたりの発行価額は、410 円とする。

なお本発行価額は、当社の株価情報や本新株予約権の発行要項に定められた条件に基づいて、第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティングが一般的な価額算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した価額とする。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

①新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 5,000 株

なお、当社が株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式の併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることができる。

なお、かかる調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

②新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成 22 年 8 月 12 日の東京証券取引所における普通取引の終値 42,000 円とする。

なお、当社が、株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）

平成 23 年 6 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までとする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された第 14 期（平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで）乃至第 16 期（平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）の各事業年度に係る連結損益計算書において営業利益が一度でも計上された場合に限り、新株予約権の行使を行うことができる。

なお、当社の連結範囲に変動があり、当社において作成される損益計算書が個別損益計算書のみとなった場合は、上記「連結損益計算書」を「個別損益計算書」と読みかえるものとする。

- ②本新株予約権者は、当社を退任もしくは退職をした場合、または当社との取引関係が終了した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。なお、本新株予約権者が当社都合の退職および契約終了により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より 1 年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④1 個の新株予約権の一部行使は認めない。
- ⑤前各号の他、新株予約権の行使の条件は、当社取締役会において定める。

4. 新株予約権を割り当てる日

平成 22 年 8 月 31 日（火）

5. 当社が新株予約権を取得することができる事項

- (1) 新株予約権を割り当てる日から権利行使期間満了日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の 1 月間の単純平均株価が一度でも権利行使価額の 40%に相当する金額を下回った場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転計画書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割についての吸収分割契約書もしくは新設分割計画書承認の議案について当社株主総会の承認（株主総会による承認を行わない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記 3.（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記 3.（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記 3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記 6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記3.(4)に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3.(6)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由および条件

上記5.に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権を行使した際に1株に満たない端数がある場合の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

8. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

9. 新株予約権と引換えにする金銭の払込期日

平成22年8月31日

以上